

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第 1 2 号

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成 6 年規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第7条の2（略） （適正処理困難物の指定） 第 7 条の 3 条例第 15 条第 1 項の規定により指定する適正処理困難物は、次のとおりとする。 （1）～（7）（略） （8） <u>携帯電話及びスマートフォンの電池パック</u> （9） <u>動物の死骸</u> （10） <u>太陽光等発電設備</u> （排出禁止物） 第 8 条 条例第 16 条第 1 項第 5 号の規定により規則で定める一般廃棄物は、次に掲げるものとする。 （1）～（6）（略） （7） <u>パーソナルコンピュータ</u> （8） <u>庭石、土砂及び石</u> （9） <u>レンガ、ブロック、コンクリート塊及び</u>	第1条～第7条の2（略） （適正処理困難物の指定） 第 7 条の 3 条例第 15 条第 1 項の規定により指定する適正処理困難物は、次のとおりとする。 （1）～（7）（略） （8） <u>太陽光等発電設備</u> （9） <u>パーソナルコンピュータ</u> （10） <u>庭石、土砂及び石</u> （11） <u>レンガ、ブロック、コンクリート塊及びアスファルト</u> （排出禁止物） 第 8 条 条例第 16 条第 1 項第 5 号の規定により規則で定める一般廃棄物は、次に掲げるものとする。 （1）～（6）（略）

